

社会的養護自立支援拠点事業の拡充（案）について

中野区給付型奨学金事業（以下、「区奨学金」という。）の検討を契機として、社会的養護経験者については、区奨学金の制度上の要件により対象者となりにくいことや、進学・修学に当たっては、経済的支援に加え、伴走的な支援を必要とする状況があることを改めて整理してきた。

これらを踏まえ、社会的養護経験者への進学・修学支援の充実を図る観点から、社会的養護自立支援拠点事業の拡充（案）について、以下のとおり、とりまとめたので報告する。

1 社会的養護自立支援拠点事業（令和6年9月開始）の概要

別紙1のとおり

2 事業拡充の方向性

○区奨学金相当額の給付とともに、居住費を含めた生活全体を支える観点から、現行の居住費助成事業（基本分）を拡充し、「進学・修学費助成事業」として再構築する。

○現行の居住費助成事業（基本分）の助成期間については、留年の可能性も一定見込み、「在学期間中（最大5年間）」としている。再構築に当たっても、卒業までの学業継続を確実に支える観点から、現行の助成期間を踏まえ見直しを行う。

○現行の居住費助成事業（特例分）については、休学又は退学により、国給付奨学金が対象外となった場合も安定した居住を確保し再出発を支えるため、引き続き実施する。

3 進学・修学費助成事業

(1) 進学・修学費助成（基本分）

社会的養護経験者のうち、大学等に進学し、自らの収入等により生活する者を対象として、居住費及び学費等を含め、年額56万円を上限として助成する。

なお、助成期間は、正規の修業年限を満了するために必要な期間とし、留年等によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該期間に1年間を加える。

【金額根拠】

現行の居住費助成（基本分、年額36万円）に加え、区奨学金における授業料等に係る奨学金（加算支給分）の上限額20万円を踏まえ、設定したもの

(2) 進学・修学費助成（区奨学金相当分）

対象者が国給付奨学生の場合は、国の学資支給金の支給額、授業料及び入学金の減免額を、区奨学金における相当額（授業料等に係る奨学金（加算支給分）を除く。）から控除した結果、差額が生じるときは、当該差額を助成する。

また、国給付奨学生となることができない者の場合は、区奨学金における相当額（授業料等に係る奨学金（加算支給分）を除く。）を助成する。

(3) 支給イメージ

別紙２のとおり

(4) 支給要件

進学・修学費助成（基本分）については、現行の居住費助成に係る要件と同様とし、
進学・修学費助成（区奨学金相当分）については、区奨学金の要件（居住場所に関する要件を除く。）を踏まえた設定とする。

4 今後の予定

令和９年４月 社会的養護自立支援拠点事業の拡充

社会的養護自立支援拠点事業の概要

1 対象者

義務教育終了後から 29 歳までの者で、以下の者を対象とする。

- ① 中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等を退所した者
- ② 中野区内の児童養護施設等を退所した者
- ③ 児童養護施設等を退所した区内在住者
- ④ その他上記に準じる者

2 内容

(1) 社会的養護自立支援事業（対象者：①、②、③、④）

支援コーディネーターが個別の支援計画を作成するとともに、相談対応や各種手続きの補助、同行支援等を通じて、自立生活が円滑に営めるよう、伴走的な生活補助支援を行う。また、当事者同士が交流し、情報を共有しながら、自立に向けた知識や経験を学ぶことができる学び・交流の場を提供する。

なお、本拠点事業における各種助成事業の実施に当たっては、助成対象とする要件として、生活補助支援を原則月 1 回以上受けることとする。

(2) 自立支度費助成事業（対象者：①、②）

児童養護施設等を退所し、自立するために必要な経費等を補うため、助成を行う。

【助成額】 20 万円

(3) 居住支援事業

ア 居住費助成事業（対象者：①、②）

(ア) 基本分

児童養護施設等退所後に安定した住環境のもとで進学・修学を継続することができるよう、大学等に進学する者に対し、家賃等の助成を行う。

【助成額】 家賃等相当額の半額（月額 3 万円（年額 36 万円）上限）

【助成期間】 在学期間中（最大 5 年間）

(イ) 特例分

休学又は退学により生活の立て直しが必要となった場合においても、安定した居住環境を確保し、再出発を図ることができるよう、家賃等の助成を行う。

【助成額】 家賃等相当額（月額 6 万円（年額 72 万円）上限）

【助成期間】 最長 1 年間

イ 居住連携支援事業（対象者：①、②、③、④）

居住支援法人と連携し、物件探し等の支援を行う。

(4) 医療支援事業

ア 医療費助成事業（対象者：①、②、③）

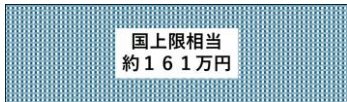
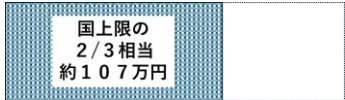
被虐待経験等により抱えるトラウマ等の心理的課題に向き合い、安定した生活を営むことができるよう、精神科及びカウンセリング受診費等の助成を行う。

【助成額】 年額 12 万円上限 【助成期間】 最長 1 年間

イ 医療連携支援事業（対象者：①、②、③、④）

医療機関と連携し、受診の同行等の支援を行う。

進学・修学費助成事業の支給イメージ

No.	モデルケース	進学・修学費助成 (基本分)	進学・修学費助成 (区奨学金相当分)
1	○国奨学金の受給状況(私立大学) ・国第Ⅰ区分(※2) ⇒満額支援(約161万円) ○家賃等と学費の差の状況 ・家賃等月6万円(年額72万円) ・学費の差(※1)20万円	56万円  家賃等(月額家賃6万円×1/2×12ヵ月) +学費の差(20万円)= <u>56万円</u>	給付なし
2	○国奨学金の受給状況(私立大学) ・国第Ⅰ区分(※2) ⇒満額支援(約161万円) ○家賃等と学費の差の状況 ・家賃等月7万円(年額84万円) ・学費の差(※1)0円	42万円  家賃等(月額家賃7万円×1/2×12ヵ月) = <u>42万円</u>	給付なし
3	○国奨学金の受給状況(私立大学) ・国第Ⅰ区分(※2) ⇒満額支援(約161万円) ○家賃等と学費の差の状況 ・寮費月1万円(年額12万円) ・学費の差(※1)26万円	32万円  家賃等(月額寮費1万円×1/2×12ヵ月) +学費の差(26万円)= <u>32万円</u>	給付なし
4	○国奨学金の受給状況(私立大学) ・国第Ⅱ区分(※3) ⇒国第Ⅰ区分(※2)の2/3支援 (約107万円) ○家賃等と学費の差の状況 ・家賃等月6万円(年額72万円) ・学費の差(※1)20万円	56万円  家賃等(月額家賃6万円×1/2×12ヵ月) +学費の差(20万円)= <u>56万円</u>	約54万円  国第Ⅰ区分(※2)における国支援額 相当の1/3を給付
5	○国奨学金の受給状況(私立大学) ・対象外 ○家賃等と学費の差の状況 ・家賃等月6万円(年額72万円) ・学費の差(※1)20万円	56万円  家賃等(月額家賃6万円×1/2×12ヵ月) +学費の差(20万円)= <u>56万円</u>	○収入が区A区分(※4)該当の場合 約161万円  国第Ⅰ区分(※2)における国支援額 相当を給付 ○収入が区B区分(※5)該当の場合 約107万円  国第Ⅰ区分(※2)における国支援額 相当の2/3を給付

※1 学費の差 学校種別ごとの自宅通学の区A区分における授業料等の助成上限額と学費(授業料や施設整備等)との差額

※2 国第Ⅰ区分 「支給額算定基準額」が100円未満

※3 国第Ⅱ区分 「支給額算定基準額」が100円以上、25,600円未満

※4 区A区分 「支給額算定基準額」が51,300円未満

※5 区B区分 「支給額算定基準額」が51,300円以上、154,500円未満